

一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画)

【概要版】

ごみを減らそう プロジェクト970

～ 1人1日あたりのごみ排出量970gを目指します ～



会津若松市環境イメージキャラクター「エコまつ」

平成28年4月 会津若松市

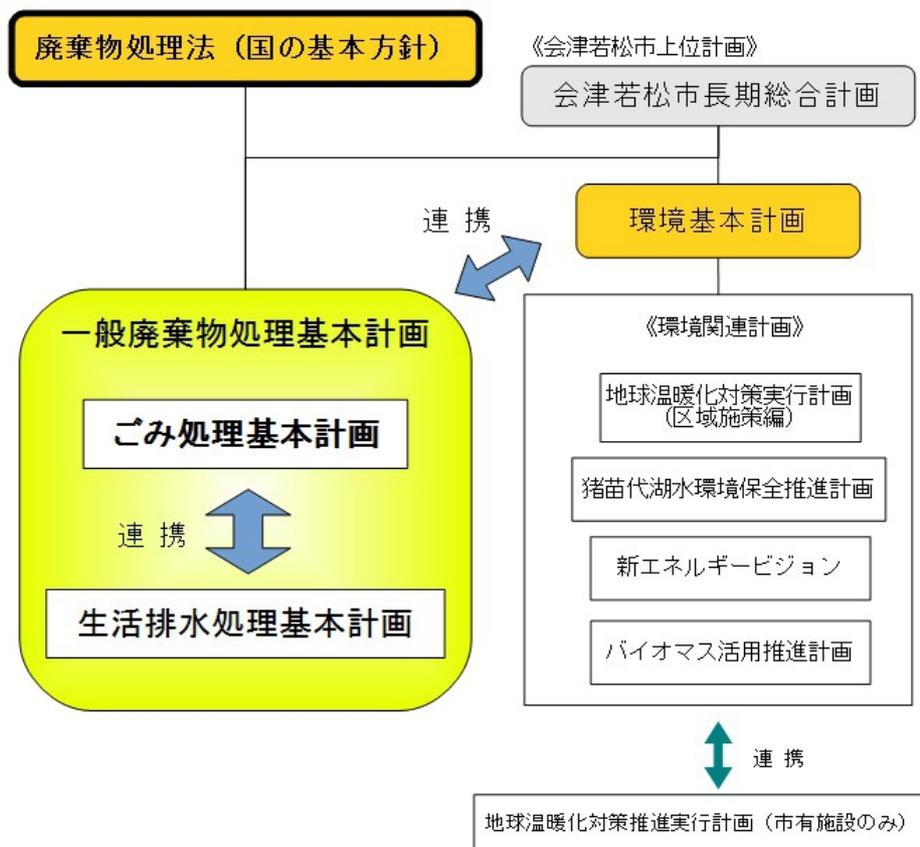
<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

1. 計画策定の趣旨

◆ 計画の位置づけ

『会津若松市一般廃棄物処理基本計画』は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の規定に基づき、一般廃棄物(ごみ)の発生・排出抑制と適正処理を進めるために必要となる基本的な考え方や方向性を定めるものです。

また、計画の策定にあたっては、「会津若松市長期総合計画」や「会津若松市環境基本計画」をはじめ、関連する計画と整合を図ることとします。



【他計画との相関図】

◆ 計画期間及び対象地域

平成 28 年度～平成 37 年度の 10 年間を計画期間とし、会津若松市全域を対象地域とします。

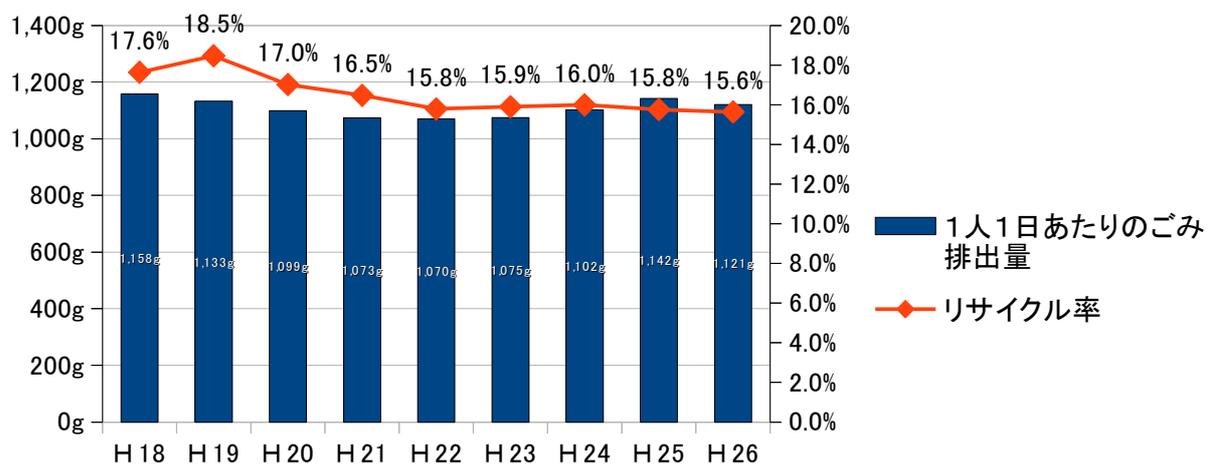
◆ 計画の改訂

近年、経済のグローバル化や少子高齢化の進展、インターネットの普及によるコミュニケーションの変化等により、私たちの消費のあり方や生活は日々変化し続けています。

このような社会経済状況の変化を踏まえ、また東日本大震災・福島原子力発電所事故の影響を加味して市民の良好な生活環境を支え、より発展させていくため、将来目指すべきごみ処理行政の姿を明らかにし、理念や目標の設定、実現のために重点的に取り組む施策等を整理するため計画を抜本的に見直します。

2. ごみ処理の状況

◆ ごみ排出量の現状



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1人1日あたりのごみ排出量 (g)	1,158	1,133	1,099	1,073	1,070	1,075	1,102	1,142	1,121
リサイクル率 (%)	17.6%	18.5%	17.0%	16.5%	15.8%	15.9%	16.0%	15.8%	15.6%

※平成 23 年度からは本市への避難者も含まれます。

◆ 課題

① ごみの減量化

▶ ごみの排出量は、平成 22 年度まで着実に減少していましたが、東日本大震災以降、増加に転じました。平成 26 年度に減少傾向に戻りましたが、震災前の水準には達していないため、更なる減量化に取り組む必要があります。

▶ リサイクルに比べリデュース(発生抑制)やリユース(再使用)の意識が低い傾向にあるため、リデュース・リユースの取組みを打ち出し、「減量化」の意識を浸透させることが重要です。

▶ 近年は、高齢社会の進行に伴う介護形態の変化や片付けごみの増加、或いは食品ロスといった新たなごみ増加の要因も見られます。引き続き、社会の流れや制度を的確に捉え、効果的な施策を検討していく必要があります。

② リサイクル率

▶ 近年、製品の種類や素材が多様化しているため、正しい分別方法やリサイクルルートを分かりやすく紹介する必要があります。

▶ 「燃やせるごみ」として排出されている「布」の多くは、分別によってリサイクルできる可能性があることから、集団回収や民間事業者との連携等により多様なリサイクルルートを設定することが重要です。

▶ 製造メーカーによる省資源化の努力によって、成果指標として設定している「リサイクル率」の成果として表れ難くなっています。このため、新たな指標により成果を図るべきと考えられます。

3. 新しい計画の基本方針、目標、施策等

◆ 計画の基本方針

ごみの減量化に向け、以下の基本方針により取り組みを推進していきます。

① 2Rの推進

リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）に力を入れ、ごみの発生抑制を実現することで3R運動の更なる強化を目指します。

② 分別の徹底によるリサイクルの推進

リサイクルの推進により、ごみの最終処分量（埋立て量）の減量化を図り、ひいては財政負担の軽減と自然環境の保全を図ります。

③ 相互理解の推進

市民一人ひとりが関心を持ち、日々の生活の中で実践していくため、対話の機会を増やし、ごみ減量化に向けた相互理解を深めていきます。

◆ 計画の目標 ～ ごみを減らそう！ プロジェクト970 ～

平成22年度を基準年とし、そこから生活系ごみを20%、事業系ごみは30%の減量化を目指します。

種別	指標	平成22年度実績	目標値
ごみの総排出量	一人1日あたりの排出量	1,222g	970g
ごみの資源化・ 最終処分量の削減	生活系ごみ排出量（資源物を除く） 一人1日あたり	640g	480g
	事業系ごみ排出量（資源物を除く） 一人1日あたり	299g	200g
	総リサイクル量	13,038t	13,000t以上

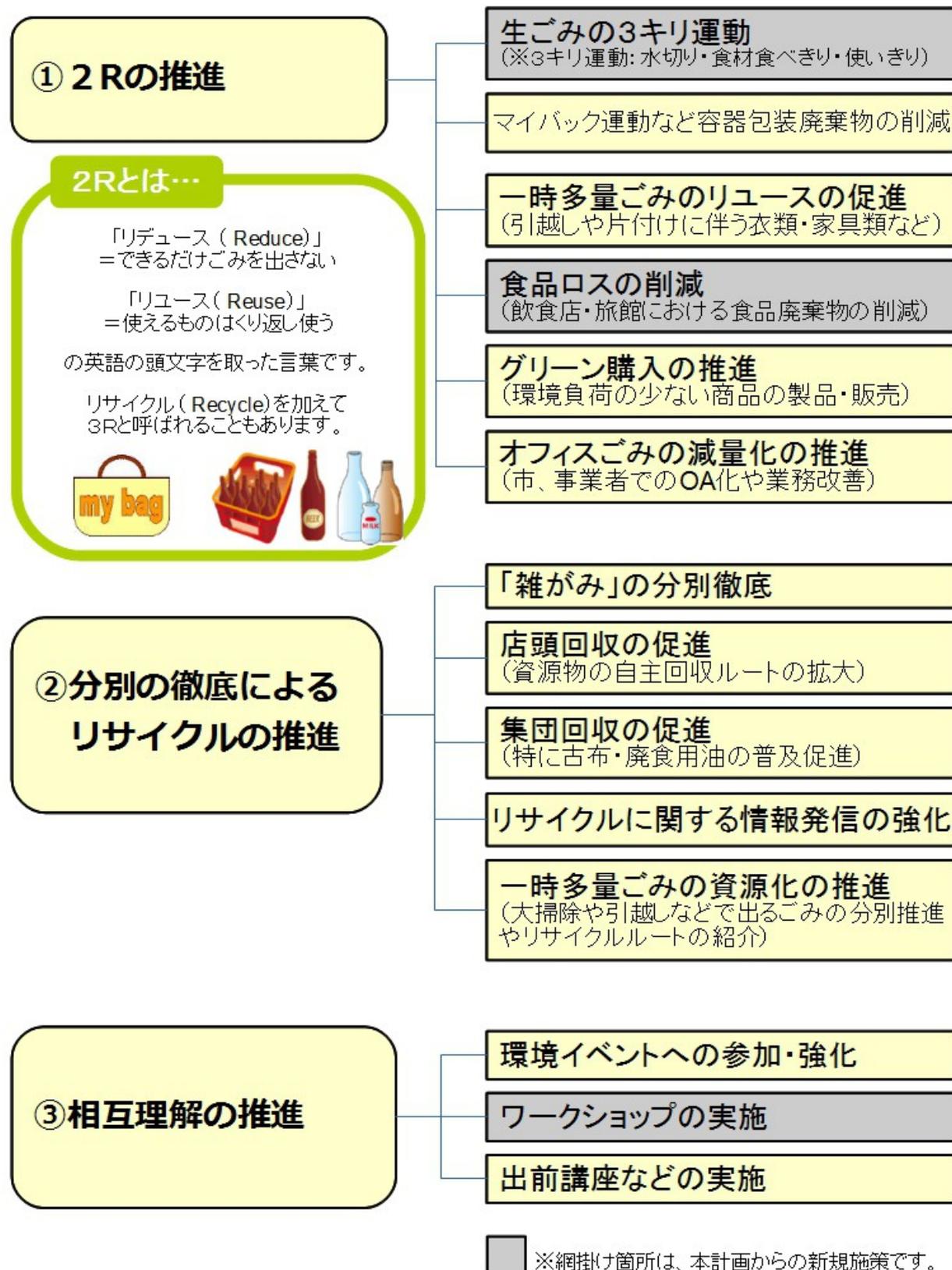
※1. 人口変動の影響を最小限とするため、一人1日あたりの量を基準としました。

※2. 東日本大震災の影響を勘案し、平成22年度を基準年度としました。

※3. 国の指針に基づき、統計指標を一部見直しました。（平成22年度実績を含む）

◆ ごみ減量化の施策

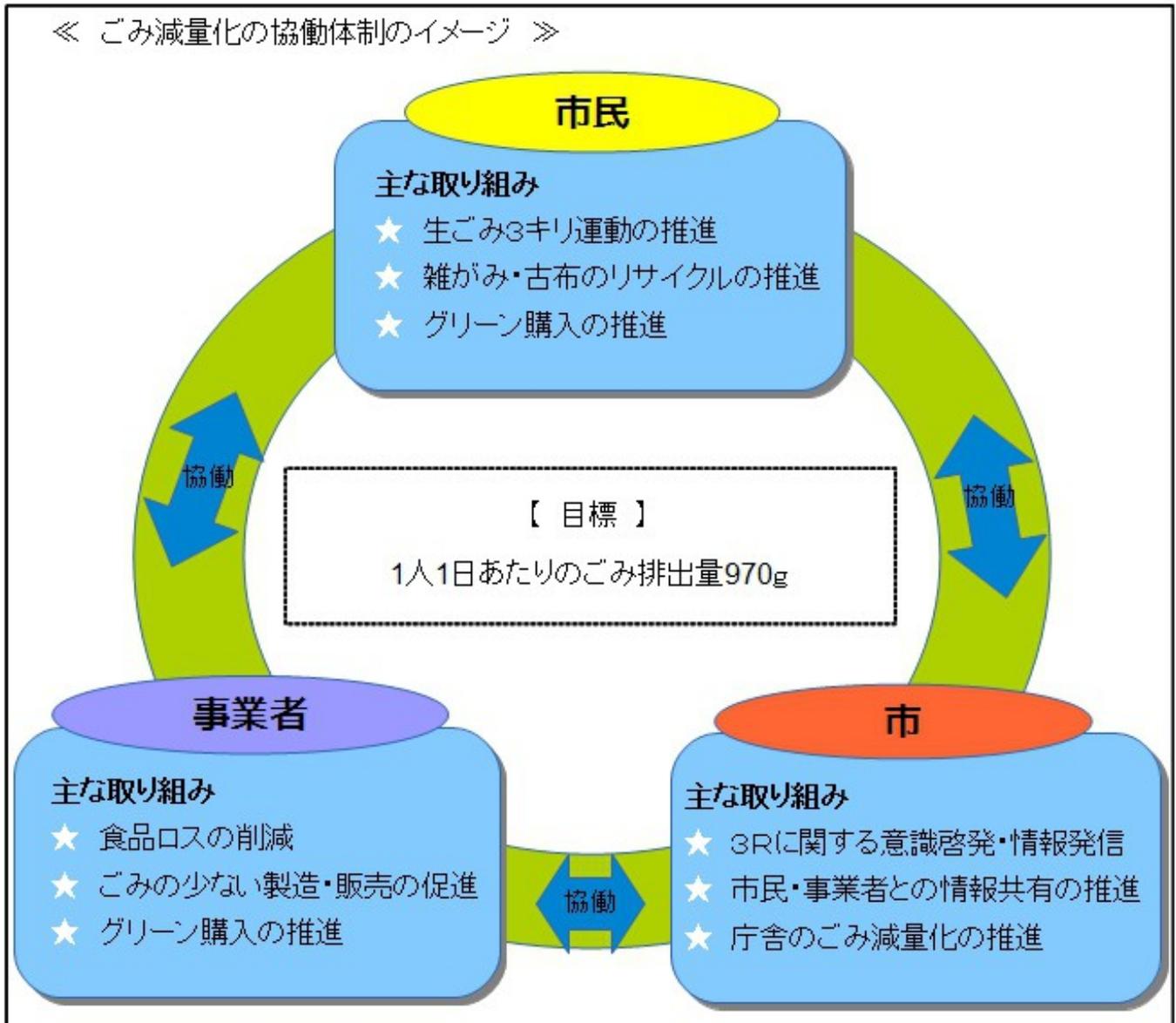
目標の実現のため、以下の施策に取り組んでいくこととします。



◆ ごみ減量化の協働体制

ごみの減量化については、市民・事業者・市がそれぞれの立場で一体となって取り組むことで最大の効果が発揮されます。

ごみ減量化の協働体制のイメージは次のとおりです。



4. 持続可能なごみ処理体制の構築

(1) 処理体制に関する基本方針

① 処理対象ごみ及び収集・運搬体制

一般廃棄物は、「生活系」と「事業系」に区分され、それぞれ処理主体・方法が異なります。収集・運搬計画は以下のとおりです。

生活系一般廃棄物

排出者	処理の主体	処理方法	分別の区分
市民	市	燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物に分別し、収集日の当日、朝8:30までに「ごみステーション」に出す。	7種14分別 燃やせるごみ、燃やせないごみ、古紙類、かん類、びん類、プラスチック類、粗大ごみ・リサイクル品

※ 排出方法や収集日、分別の区分については、法令や本市のごみ減量化施策等をもとに適宜検討を加え、毎年策定する「一般廃棄物処理実施計画」で定めることとします。

事業系一般廃棄物

排出者	処理の主体	処理方法
事業者	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者自ら会津若松地方広域市町村圏整備組合の一般廃棄物処理場に搬入する。 市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する。

② 中間処理及び最終処分

本市ほか9町村で構成する一部事務組合「会津若松地方広域市町村圏整備組合」の施設により処理・処分します。



「エコたん」
(福島県地球環境保全のマスコットキャラクター)



(2) ごみ処理の有料化

今後のごみ排出量の推移等を見ながら、また、他市の状況等も参考にして、引き続き研究していくこととします。

(3) その他必要な事項(抜粋)

① 適正処理困難物

環境センターで処理できない廃棄物(適正処理困難物)については、販売事業者や製造事業者等に処理やリサイクルルートの確立を求めていくとともに、近隣の廃棄物処理事業者と連携して安全・適正に処理できる体制を構築していきます。

② まちの美化

環境美化推進協議会や生活環境保全推進員と協働して、市民一人ひとりの環境美化意識の啓発を図ります。

③ 不法投棄防止

不法投棄監視員と連携して不法投棄の防止・監視体制の構築に努めるとともに、土地所有者等に適正な管理を求めます。

④ 災害廃棄物

大規模災害により、災害廃棄物が発生した場合には、市が別途定める災害等廃棄物処理計画並びに国・県の処理方針に従い、迅速かつ適切に処理を行い市民生活の早期復旧に努めます。



5. 計画の進行管理

施策を着実に推進してごみ減量化が達成できるよう、施策の進捗状況や目標に対する到達度等を評価し、その結果を再度、施策・目標につなげる仕組み(PDCAサイクル)を構築し、計画の進行管理を行っていきます。

◆ 計画策定 (Plan)

本計画に掲げた方針に従い、毎年度「一般廃棄物処理実施計画」を作成し公表します。

◆ 取り組み (Do)

計画に示す取り組みを、市民・事業者とともに推進していきます。

◆ 点検・評価 (Check)

毎年、各施策の進捗状況や目標達成状況等について点検・確認を行い、公表していきます。また、廃棄物処理運営審議会の意見や提言を踏まえ評価していきます。

◆ 見直し (Action)

点検・評価を基に、取り組み内容を見直し、次年度の実施計画に反映させます。

